

1 月企画運営委員会次第

日 時 平成 27 年 1 月 15 日(木)14:30～
場 所 神奈川県社会福社会館第 2 会議室

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議題
 - (1) 平成 26 年度全国保育組織正副会長等会議について
 - (2) 3 月定時総会及び 4 月定時総会の開催について
 - (3) 新年懇親会の開催について
 - (4) その他
- 4 報告事項
 - (1) 全保協情報 14-15 14-16 14-17
 - (2) 部会からの報告
 - (3) 地域からの報告
 - (4) その他
- 5 閉 会

一般社団法人神奈川県保育会定時総会の開催日程案について

1 3月定時総会(人事、事業計画・予算案総会)

① 日時 平成27年3月5日(木)16時～

② 場所 神奈川県社会福祉会館第1会議室

③ 議題

○ 議案

・一般社団法人神奈川県保育会監事の選任について

・平成27年度一般社団法人神奈川県保育会事業計画及び
予算案について

○ 報告事項

④ 当日のスケジュール

・13:00～ 理事会

・14:00～ 企画運営委員会

・16:00～ 総会

2 4月定時総会(事業報告・決算総会)

① 日時 平成27年4月25日(土)11時10分～

② 場所 神奈川県社会福祉会館研修室

③ 議題

○ 報告事項

・平成26年度一般社団法人神奈川県保育会事業報告及び
決算について

④ 当日のスケジュール

・10:00～保育事業大会式典

・11:10～総会

・13:30～ 研究発表会

※ 4月企画運営委員会 4月9日(木)

新年懇親会次第

日時 平成27年1月15日(木)17:30～
会場 ホテルキャメロットジャパン
地下1階「ジャクリーン」

- | | |
|-----------------------------------|------------------|
| 開会 | 渡部総務委員長 |
| 1 開会のことば | 宮田副理事長 |
| 2 理事長あいさつ | 萩原理事長 |
| 3 来賓あいさつ ・神奈川県 ・神奈川県社会福祉協議会 | 吉川副知事 篠原県社協会長 |
| 4 来賓紹介 | 渡部総務委員長 |
| 5 乾杯 | 都築顧問 |
| — 懇談・会食 — | |
| 6 保育士会による楽しいゲーム | |
| 7 中締め | 伊澤副理事長 |
| 閉会 | 渡部総務委員長 |

保育所入所待機児童数（平成 26 年 10 月 1 日現在）の状況について

本県では、平成 26 年 10 月 1 日現在の保育所入所待機児童数を取りまとめましたので、公表します。

1. 待機児童数の状況

保育所入所待機児童数は 2,796 人で、平成 25 年 10 月と比較して 1,133 人減少しました。

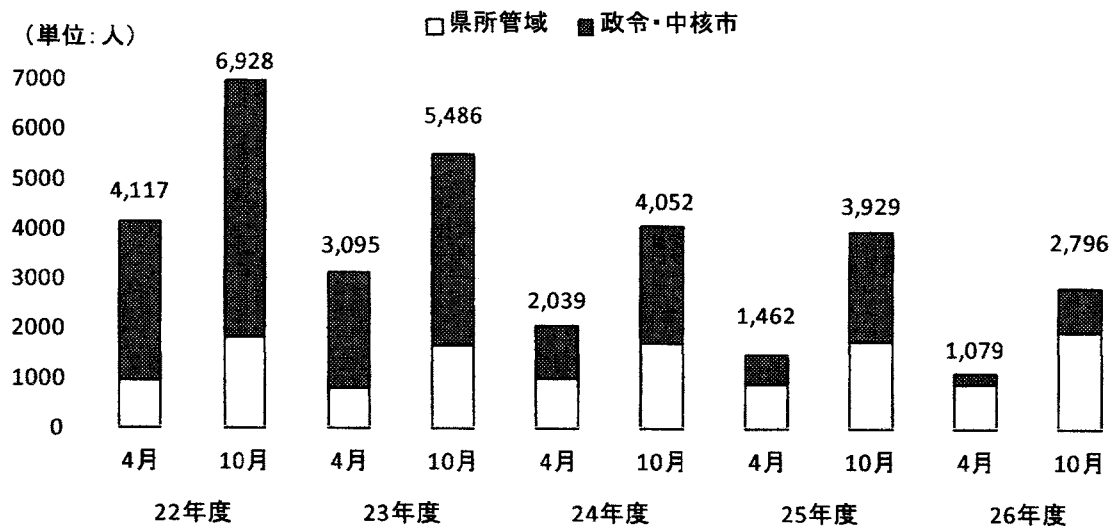
<過去 5 年の待機児童数の推移>

(単位：人)

| 区分 | 22年度 | | 23年度 | | 24年度 | | 25年度 | | 26年度 | | 前年比 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|
| | 4月 | 10月 | 4月 | 10月 | 4月 | 10月 | 4月 | 10月 | 4月 | 10月 | |
| 神奈川県総計 | 4,117 | 6,928 | 3,095 | 5,486 | 2,039 | 4,052 | 1,462 | 3,929 | 1,079 | 2,796 | △ 1,133 |
| 県所管域 | 936 | 1,808 | 778 | 1,635 | 965 | 1,689 | 858 | 1,703 | 880 | 1,903 | 200 |
| 政令・中核市 | 3,181 | 5,120 | 2,317 | 3,851 | 1,074 | 2,363 | 604 | 2,226 | 199 | 893 | △ 1,333 |

2. 平成 26 年 4 月との比較

平成 26 年 4 月の待機児童数 1,079 人から 1,717 人増加しました。



問い合わせ先
 神奈川県県民局次世代育成部次世代育成課
 課長 石渡
 電話 045-210-4660 (直通)
 保育・待機児童対策グループ 三杉
 電話 045-210-4663 (直通)

保育所入所待機児童数の状況(4月 - 10月比較)

(各1日現在、単位：人)

| 市町村名 | 22年度 | | 23年度 | | 24年度 | | 25年度 | | 26年度 | |
|----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | 4月 | 10月 | 4月 | 10月 | 4月 | 10月 | 4月 | 10月 | 4月 | 10月 |
| 平塚市 | 30 | 108 | 0 | 98 | 20 | 112 | 30 | 102 | 35 | 174 |
| 鎌倉市 | 57 | 106 | 44 | 86 | 42 | 76 | 27 | 60 | 55 | 103 |
| 藤沢市 | 287 | 472 | 254 | 461 | 379 | 483 | 277 | 426 | 258 | 478 |
| 小田原市 | 15 | 47 | 19 | 51 | 27 | 73 | 18 | 60 | 19 | 60 |
| 茅ヶ崎市 | 167 | 163 | 175 | 145 | 180 | 160 | 174 | 174 | 140 | 169 |
| 逗子市 | 10 | 22 | 17 | 28 | 30 | 39 | 18 | 21 | 30 | 32 |
| 三浦市 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 秦野市 | 45 | 82 | 8 | 60 | 7 | 36 | 6 | 40 | 8 | 43 |
| 厚木市 | 47 | 307 | 37 | 212 | 21 | 234 | 18 | 263 | 28 | 267 |
| 大和市 | 119 | 182 | 97 | 196 | 127 | 198 | 147 | 234 | 128 | 218 |
| 伊勢原市 | 18 | 39 | 11 | 30 | 8 | 32 | 14 | 27 | 17 | 37 |
| 海老名市 | 20 | 53 | 6 | 48 | 16 | 50 | 21 | 51 | 42 | 71 |
| 座間市 | 34 | 104 | 39 | 118 | 41 | 83 | 43 | 104 | 39 | 94 |
| 南足柄市 | 2 | 3 | 1 | 0 | 1 | 5 | 0 | 7 | 2 | 8 |
| 綾瀬市 | 30 | 42 | 26 | 39 | 20 | 32 | 17 | 52 | 18 | 45 |
| 葉山町 | 28 | 31 | 19 | 29 | 26 | 38 | 30 | 37 | 28 | 38 |
| 寒川町 | 10 | 10 | 9 | 9 | 8 | 11 | 9 | 14 | 11 | 15 |
| 大磯町 | 7 | 16 | 5 | 11 | 3 | 12 | 1 | 11 | 11 | 23 |
| 二宮町 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 | 0 | 6 |
| 中井町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 大井町 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 松田町 | 0 | 2 | 1 | 2 | 1 | 2 | 0 | 0 | 2 | 6 |
| 山北町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 開成町 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 |
| 箱根町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 真鶴町 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 湯河原町 | 0 | 4 | 0 | 6 | 0 | 3 | 0 | 7 | 0 | 3 |
| 愛川町 | 8 | 8 | 9 | 5 | 7 | 7 | 8 | 8 | 7 | 10 |
| 清川村 | 2 | 2 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 2 | 2 |
| 県所管計 | 936 | 1,808 | 778 | 1,635 | 965 | 1,689 | 858 | 1,703 | 880 | 1,903 |
| 横浜市 | 1,552 | 2,493 | 971 | 1,463 | 179 | 302 | 0 | 231 | 20 | 252 |
| 川崎市 | 1,076 | 1,692 | 851 | 1,586 | 615 | 1,485 | 438 | 1,534 | 62 | 339 |
| 相模原市 | 514 | 827 | 460 | 696 | 244 | 490 | 132 | 328 | 93 | 232 |
| 横須賀市 | 39 | 108 | 35 | 106 | 36 | 86 | 34 | 133 | 24 | 70 |
| 政令・中核市計 | 3,181 | 5,120 | 2,317 | 3,851 | 1,074 | 2,363 | 604 | 2,226 | 199 | 893 |
| 神奈川県総計 | 4,117 | 6,928 | 3,095 | 5,486 | 2,039 | 4,052 | 1,462 | 3,929 | 1,079 | 2,796 |
| 各年度4月データ比 | 168.3% | | 177.3% | | 198.7% | | 268.7% | | 259.1% | |
| 前年増減 | 872 | 384 | △ 1,022 | △ 1,442 | △ 1,056 | △ 1,434 | △ 577 | △ 123 | △ 383 | △ 1,133 |
| 前年比 | 126.9% | 105.9% | 75.2% | 79.2% | 65.9% | 73.9% | 71.7% | 97.0% | 73.8% | 71.2% |

保育所入所待機児童の定義

(定義) 保育所入所待機児童とは

調査日時点において、入所申込が提出されており、入所要件に該当しているが、入所していないものを把握すること。

(注1) 保護者が求職中の場合については、一般に、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第27条に該当するものと考えられるところであるが、求職活動も様々な形態が考えられるので、求職活動の状況把握に努め適切に対応すること。

(注2) 広域入所の希望があるが、入所できない場合には、入所申込者が居住する市町村の方で待機児童としてカウントすること。

(注3) 付近に保育所がない等やむを得ない事由により、保育所以外の場で適切な保育を行うために実施している、

- ① 国庫補助事業による家庭的保育事業、特定保育で保育されている児童
- ② 地方公共団体における単独保育施策(いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの)において保育されている児童
- ③ 国又は地方公共団体よりその運営に要する費用について補助を受けている認定こども園のうち、幼稚園型又は地方裁量型の保育所機能部分で保育されている児童(②の地方公共団体における単独保育施策分を除く。)

については、本調査の待機児童数には含めないこと。

(注4) いわゆる”入所保留”(一定期間入所待機のままの状態であるもの)の場合については、保護者の保育所への入所希望を確認した上で希望がない場合には、除外することができること。

(注5) 保育所に現在入所しているが、第1希望の保育所でない等により転園希望が出ている場合には、本調査の待機児童数には含めないこと。

(注6) 産休・育休明けの入所希望として事前に入所申込が出ているような、入所予約(入所希望日が調査日より後のもの)の場合には、調査日時点においては、待機児童数には含めないこと。

(注7) 他に入所可能な保育所がある(保育所における特定保育事業含む)にも関わらず、特定の保育所を希望し、保護者の私的な理由により待機している場合には待機児童数には含めないこと。

※ 他に入所可能な保育所とは、

- (1) 開所時間が保護者の需要に添えている。(例えば、希望の保育所と開所時間に差異がないなど)
- (2) 立地条件が登園するのに無理がない。(例えば、通常の交通手段により、自宅から20～30分未満で登園が可能など)

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス〔<http://www.zenhokyo.gr.jp>〕

—今号の目次—

- ・社会福祉施設職員等退職共済手当制度の見直しについての議論が行われる～第9回
社会保障審議会福祉部会～…………… 1
- ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説が示される……………3

◆社会福祉施設職員等退職手当共済制度の

見直しについて議論が行われる◆

～第9回社会保障審議会福祉部会～

去る11月19日(水)、第9回社会保障審議会福祉部会が開催され、「社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しについて」を議題として協議が行われました。社会福祉施設職員等退職手当共済制度(以下「社会福祉退職手当制度」という。)の見直しに係る論点として、配布資料では、①給付水準、②合算制度、③公費助成の3つが示されました(詳細は次頁)。

また、検討に当たっての基本的な視点として、次の内容が示されました。

- 措置制度から契約制度への移行、多様な経営主体の参入など社会福祉事業の在り方が変容する中、社会福祉法人と他の経営主体とのイコールフットィングの観点等を踏まえ、総合的に制度の在り方を検討することが必要。
- 社会福祉退職手当制度の給付水準等については、制度の安定的な運営を考慮しつつ、長期加入に配慮するなど人材確保に資する制度設計とすべき。

上記①～③の3つの論点について、配布資料で示された『考え方』は大枠内のおりです(下線は全保協事務局が付した)。

①給付水準について

- 社会福祉退職手当制度は、社会福祉施設等に従事する人材を確保し、福祉サービスの安定的供給と質の向上に資することを目的としている。その給付水準の見直しにあたっては、民間との均衡を考慮しつつ長期加入に配慮した支給水準など、職員の定着に資するような仕組みとすべきではないか。
- 国家公務員退職手当制度において、民間との均衡を考慮して支給水準の見直しが行われ、本年7月から本格施行されており、社会福祉退職手当制度と比較して長期加入に配慮した支給乗率になっていることから、国家公務員退職手当制度に準拠した支給乗率としてはどうか。（※事務局注：被共済職員期間16～24年までは国家公務員退職手当制度が社会福祉退職手当制度を上回っている。）
- 給付水準を見直した場合、既加入職員の期待利益を保護する観点から、適切な経過措置を講じてはどうか。

②合算制度について

- 出産、育児、介護その他の事由により退職した職員が、社会福祉事業の職場に復職しやすい環境を整える観点から、合算制度をより利用しやすい仕組みとすべきではないか。
- 被共済職員が退職した日から2年以内に再び被共済職員になった場合、前後の期間を合算する規定について、中小企業退職金共済制度と同様に、期間を3年に見直しはどうか。

③公費助成について

- 保育所及び障害者総合支援法等に関する施設・事業（児童福祉法に基づく障害児を対象とする事業を含む。以下同じ。）については、介護関係施設・事業において公費助成が廃止されていること、他の経営主体とのイコールフットィングの観点等から、公費助成のあり方を見直すべきではないか。
- 障害者総合支援法等に関する施設・事業については、前回改正時に公費助成を維持する理由とされた障害者関連施策に係る制度移行が完了したこと等から、前回改正時の介護関係施設・事業と同様に、公費助成のあり方を見直す必要があるのではないか。
- 保育所については、
 - ・子ども・子育て支援新制度が平成27年度から本格施行されること、
 - ・平成29年度まで待機児童解消加速化プランに取り組むことなどを踏まえ、公費助成のあり方について、さらに検討すべきではないか。
- 公費助成のあり方を見直すに当たっては、既加入者の期待利益に配慮した経過措置を講ずるとともに、公費助成の見直しに伴う法人の掛金負担の増分を、見直し後の報酬等の改定において、適切に報酬等に反映するよう措置すべきではないか。

○ なお、措置施設・事業については、他の経営主体の参入がない上に、介護関係施設・事業や障害者総合支援法等に関する施設・事業のように報酬により運営費を賄うシステムになっていないことから、今回の見直しでは公費助成を維持することとしてはどうか。

なお、次回開催日程は未定です。

また、当日の資料は下記の URL、または、「厚生労働省ホームページ>政策について>審議会・研究会等>社会保障審議会（福祉部会）」からご覧いただけます。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000065834.html>

◆幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説が示される◆

このほど内閣府は、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の解説を示しました。「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」については、本年（平成 26 年）4 月 30 日に、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領の告示の公示について（通知）」により告示され、その後、7 月に 3 回にわたり開催された「幼保連携型認定こども園教育・保育要領中央説明会」において「幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説（案）」が示されていきました。

今回はその解説の確定版が示されたものです。中央説明会時に示された「解説（案）」と、今回示された確定版との主な変更点は下表のとおり微細なものとなっております。

本解説は、「内閣府ホームページ>共生社会政策トップ>少子化対策/子ども・子育て支援新制度>法令・通知等（※参考資料の「解説書【印刷用】」と記載）」からダウンロードが可能となっております。

または、下記の URL コピーしていただき、「Yahoo! JAPAN」、「Google」等により検索していただき、内容をご覧ください。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/s-youho-k.pdf>

なお、本解説については、保育関係者向けに、書籍「幼保連携型認定こども園教育・保育要領 解説を読む（仮題）」が来年（平成 27 年）1 月中旬に、全国社会福祉協議会・出版部より刊行予定です。解説を読み解く論文や、現行制度の幼保連携型認定こども園での実践をふまえたレポートなどが掲載されます。刊行の際あらためてご案内させていただきますので、ご承知のほどお願い申し上げます。

【主な変更点】

| 頁 | 平成 26 年 7 月 案 | 確定版 |
|----|--------------------------|-------------|
| 32 | 上から 13 行目 利益を第 1 に考える | 利益を第 1 に考える |

| | | |
|-----|------------------------------|----------------------|
| 60 | 上から 8 行目 共有 <u>される</u> こと | 共有 <u>する</u> こと |
| 133 | 下から 6 行目 事業所内保育) ファミリー | 事業所内保育) ,ファミリー |
| 248 | 上から 8 行目 教育・保育要領第 2 章において | 教育・保育要領第 1 章において |
| 280 | 上から 7 行目 健康状態に特別な配慮 | 健康状態から <u>特別に</u> 配慮 |
| 280 | 上から 9 行目 特別な配慮 | 特別に <u>配慮</u> |

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・「平成 27 年度子ども・子育て支援新制度予算について」要望書を提出…………… 1
- ・全国保育協議会「公定価格試算システム」公開中～公定価格仮単価に基づく試算が
できます～…………… 4
- ・第 40 期福祉施設長専門講座受講生募集のご案内…………… 12

◆ 「平成 27 年度子ども・子育て支援新制度予算に ついて」 要望書を提出 ◆

保育三団体協議会（全国保育協議会、日本保育協会、全国私立保育園連盟）は、12月 11 日から 12 日にかけて、平成 27 年度子ども・子育て支援新制度予算について、要望書を提出しました。

少人数の 1 号定員を設定する認定こども園について、「1 号定員固有の加算項目に係る加算要件のあり方」及び「定員規模に応じた各種加算・加配要件等のあり方」の見直しの検討が表明されていることに対しては、「地方公共団体及び事業関係者において来年 4 月からの施行に向けて準備が進められているなか、大きな混乱を来し、また制度を後退させる見直しはすべきではない」とする意見を述べています（要望書は、次頁を参照）。

要望書の提出ならびに手交した先は、次のとおりです。

○ 要望書提出先

有村 治子 内閣府特命担当大臣
赤澤 亮正 内閣府副大臣
塩崎 恭久 厚生労働大臣
永岡 桂子 厚生労働副大臣
高階恵美子 厚生労働大臣政務官
橋本 岳 厚生労働大臣政務官
村木 厚子 厚生労働事務次官

○ 要望書手交先

太田 充 財務省主計局次長
宇波 弘貴 財務省主計局主計官
武川 光夫 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）
中島 誠 内閣府大臣官房少子化・青少年対策審議官
長田 浩志 内閣府参事官
原 勝則 厚生労働審議官
安藤よし子 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
木下 賢志 厚生労働省大臣官房審議官
朝川 知昭 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長



太田充 財務省主計局次長と協議する保育三団体協議会役員
（写真左から、万田全保協会長、太田主計局次長、大谷日保協理事長、萩原日保協常務理事）

平成 26 年 12 月 11 日

財務省主計局次長
太田 充 殿

社会福祉法人 日本保育協会
理事長 大谷 泰夫
公益社団法人 全国私立保育園連盟
会長 近藤 遼
社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会
会長 万田 康

平成 27 年度子ども・子育て支援新制度予算について

我が国においては、今後訪れる未曾有の少子高齢化社会への対応が国家的課題です。このことを踏まえ、子ども・子育て分野では7千億円の消費税財源を含む1兆円超の公費の追加を前提として、約40万人分の保育の受け皿を確保するための「待機児童解消加速化プラン」の推進や、平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」の施行など少子化

対策の拡充や児童福祉の推進に向け全力を傾ける必要があります。

少子化対策として今やらなければならないことは、大都市部、地方を問わず全国のすべての地域において安心して子どもを産み、子育てしやすい環境を整備し、子どもが健やかに育つ社会を一刻も早く実現させることでもあります。

子ども・子育て支援新制度については、これまで前提としてきた1兆円超の追加財源の確保が不明確な中で地方公共団体や事業関係者は、平成27年4月からの新制度の施行に向けて鋭意準備を進めております。

つきましては、新制度の円滑な施行に向け、平成27年度予算について次のとおり要望しますので、ご高配をお願いします。

[新制度の円滑な施行のための財源確保について]

消費税率の引き上げ時期の延期により、これまで見込んできた財源に不足が生じ、少子化対策の推進や社会保障水準の後退などの支障が生ずることが無いようにするとともに、子ども・子育て支援新制度の平成27年4月からの円滑な施行に向けて、「量的拡充」及び「質の改善」として必要な0.7兆円については、消費税率の引き上げ時期の如何に関わらず優先的に財源を確保して下さい。

さらに、消費税以外の0.3兆円超の財源についても引き続き財源確保に最大限努力して下さい。

[保育士等の人材確保対策について]

現在、全国各地で保育士の人材不足が顕著となっております。子ども・子育て支援新制度の施行とともに、待機児童解消加速化プランによる保育の供給体制の確保が喫緊の重要課題であります。

専門性を持ち質の高い人材を安定的・継続的に確保することが新制度下における円滑な事業運営に不可欠であり、保育士の配置基準の改定による保育士の労働条件の改善と併せて、民間の他の職種と比較して低い水準にある保育士の給与を改善するための処遇改善費の拡充を要望します。

[保育認定の2区分化に伴う標準時間認定に係る公定価格について]

新制度においては、原則的な保育時間を『保育短時間（8時間）』とし、親の勤務の始業時間・終業時間の違いや休憩時間・通勤時間を加味した保育時間を『保育標準時間（11時間）』とする2区分による認定の仕組みに改められました。

そして、公定価格として示された仮単価においては、保育短時間の仮単価を現行の保育所運営費を基準とした単価とし、保育標準時間の仮単価は、原則的な保育時間の仮単価に加え、保育時間の差の3時間分の積算を児童の年齢区分や人数に関わらず1施設当たり定額が算定されています。

しかし、当該3時間分の経費は、全て保育士の配置に要する経費であり、保育士の配置については、保育所に係る児童福祉施設の設備及び運営基準において、対象児童の年齢区分と人数に応じた保育士の配置が義務付けられておりますので、同基準に基づく保育士配

置数を踏まえた単価への改善を要望します。

(注) 現行の延長保育促進事業費の国庫補助においても、延長保育時間帯の保育について対象児童の年齢及び人数に応じて保育士を配置することとされている。

[認定こども園に係る対応について]

10月24日に開催された子ども・子育て会議において、少人数の1号定員を設定する認定こども園について、「1号定員固有の加算項目に係る加算要件のあり方」及び「定員規模に応じた各種加算・加配要件等のあり方」の見直しの検討が表明されました。新制度における認定こども園は、幼稚園及び保育所の双方の施設基準のうち、高い基準を採用することを基本しており、地方公共団体及び事業関係者においては来年4月からの施行に向けて準備が進められているところであります。

このような中で、仮単価が後退するような見直しは、認定こども園が目指す方向に反するとともに、施行に向けて準備を進めている関係者に大きな混乱を来すこととなるので行うべきではないと考えます。

[保育所整備費交付金の創設について]

待機児童解消のための保育所等の新設・拡張や安心・安全な保育のための耐震化や老朽化した施設の整備が不可欠です。新制度に係る法案に対する参議院・特別委員会の附帯決議等を踏まえ、現行の安心こども基金の施設整備費補助の水準を維持した国庫補助による新たな施設整備費交付金の創設を要望します。

◆全国保育協議会「公定価格試算システム」公開中◆

～公定価格仮単価*に基づく試算ができます～

(*) 平成26年5月に国から示された、消費税増収額が満年度化した際の単価

全保協ニュースNo.14-11で既報のとおり、全国保育協議会では、子ども・子育て支援新制度における「公定価格仮単価」に基づく保育事業種ごとの給付(収入)額を試算するシステムを、全保協ホームページに公開しています。

システムの公開以降、選択・入力項目の意味合いや、各種加算の考え方等についてご質問を多数お寄せいただいております。特に多くの質問をいただいた内容および、加算の考え方について、抽出して次ページ以降に☆で記載いたします。今回は、保育所の場合についてです。

これまでに国の幼保連携推進室のホームページで『子ども・子育て支援新制度における公定価格の試算ソフト(excel)』が公開されていますが、全保協版のシステムをご利用いただくと、子ども・子育て支援新制度の給付の構造がご理解いただけます。

消費税増税が先送りされながらも、平成27年4月からの新制度施行を目前に控え、制度理解を深めるためにもご活用ください。

○全保協ホームページ・会員のコーナーにログインして、「公定価格試算表示システム」をクリック、システムが表示されたら、「次へ」をクリックして進んでください。

全国保育協議会

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

HOME(全保協トップページに戻る) >> 公定価格試算表示システム

子ども・子育て支援新制度 公定価格試算表示システム

「次へ」をクリックして
進んでください。

全国保育協議会

次へ

現行と新制度移行後の収入比較をする際は、内閣府の示している「比較
試算方法チェックポイント」をご参照ください。
公定価格の収入見込みと現行収入との比較試算方法チェックポイント(内
閣府:平成26年8月11日事務連絡)

○試算をする事業類型を選択し、「次へ」をクリックしてください。

全国保育協議会

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

HOME(全保協トップページに戻る) >> 公定価格試算表示システム >> 試算情報の選択と入力(1)

試算情報の選択と入力(1)

事業類型

事業類型を選択してください。

- 保育所(保育認定)【中心園(本園)】
- 保育所(保育認定)【分園】

- 認定こども園(幼保連携型、保育所型)【中心園(本園)】
- 認定こども園(幼保連携型、保育所型)【分園】

- 小規模保育事業A型(保育所分園、ミニ保育所(近い)類型)
- 小規模保育事業B型(A型・C型の中間型)
- 小規模保育事業C型(家庭的保育(グループ型)小規模保育)(近い)類型)

☞ 小規模保育事業の各類型の基準等は、こちらを参照ください。

内閣府ホームページ掲載資料「子ども・子育て支援新制度について(平成26年8月)」より抜粋

☆保育所及び認定こども園は、中心園(本園)と分園を別々に算定する仕様となっています。
小規模保育事業は、A型、B型、C型でそれぞれ人員配置等の各種基準が異なっていますので、内閣府ホームページ掲載の資料をご確認ください。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/index.html>

⇒リンク先：制度の概要ページ下部> 参考資料> 子ども・子育て支援新制度について【スライド 45】

【保育所の試算をする場合】

○試算をする施設の、**基礎情報**、**加算部分1**、**調整部分**、**加算部分2**の各項目について、事業所の状況を入力または選択してください。

全国保育協議会

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会
 〒100-8990 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
 TEL 03-3581-8503 FAX 03-3581-8509

HOME(全保協トップページに戻る) >> 公定価格試算表示システム >> 試算情報の選択と入力(1) >> 試算情報の選択と入力(2)

試算情報の選択と入力(2)

保育所(保育認定)[中心園(本園)]の公定価格試算表示をします。

下記の **基礎情報**、**加算部分1**、**調整部分**、**加算部分2** の各項目について、事業所の状況を入力または選択し、画面下部の **公定価格試算結果を表示する** ボタンをクリックしてください。

基礎情報

●**地域区分** 都道府県 **東京都** ▼ 試算する施設の所在する「都道府県」「市町村」を順に選択してください。「都道府県」を選択した後、所在する市町村がない場合は「その他」を選択してください。

市町村 **特別区** ▼ ※施設の所在する地域によって、7つの地域区分に分かれます。
 (18/100地域、15/100地域、12/100地域、10/100地域、6/100地域、3/100地域、その他地域)

●**定員区分** 本園の利用定員 **81人から90人まで** ▼

本園と分園をあわせた 全体の利用定員 **81人から90人まで** ▼ 施設の利用定員を選択してください。

※分園がなければ、本園と同じ定員区分を選択

○利用子ども数は、各年齢区分について、保育標準時間認定／保育短時間認定で、それぞれ「各月初日」／「3月初日」の数を入力します。

それぞれの年齢区分について、保育標準時間認定及び保育短時間認定の利用子ども数(各月初日と3月初日の数)を入力してください。

※区分の年齢は、年度の初日の前日における満年齢に基づきます。
 年度途中の年齢変化で区分(単価)は変わりません。

※半角数字以外は入力できません。

| 年齢区分 | 保育標準時間認定 | | 保育短時間認定 | |
|---------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| | 各月初日 | 3月初日 | 各月初日 | 3月初日 |
| ● 利用子ども数 5歳児 | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> |
| 4歳児 | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> |
| 3歳児 | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> |
| 2歳児 | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> |
| 1歳児 | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> |
| 乳児 | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> |

☆**加算部分2**のうち、除雪費加算、降灰除去加算、入所児童処遇特別加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、栄養管理加算、第三者評価受審加算、以上7つの加算が、3月初日の利用子どもの単価に加算(年度につき1回のみ、3月にまとめて加算が給付)されます。

○加算部分 1 を入力します。入力にあたっての加算の考え方は、それぞれ右欄に記載の説明を参照してください。加算の有・無のいずれかのラジオボタン（○）を選択してください。

加算部分1

| | | |
|------------|---|---|
| ●所長設置加算 | <input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 | 所長(管理者)が保育士等の配置基準とは別途配置されており、かつ以下の要件を満たしている場合に加算されます。 ・所長(管理者)が児童福祉事業に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で、常時実際にその施設(事業所)の運営管理の業務に専従し、かつ有給のものである場合 ※そのため、2以上の施設(事業所)と兼務し、所長(管理者)としての職務を行っていないものは欠員とみなして加算の対象にはなりません。 |
| ●3歳児配置改善加算 | <input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 | 3歳児の配置基準を15人につき1人としている場合に加算されます。 |
| ●休日保育加算 | <input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 | 「休日保育の年間の延べ利用子ども数」には、平日に他の施設(事業)を利用している子どもでも、休日保育の利用を受け入れる場合にはその子どもの数も含まれます。 ※過去の実績等を踏まえて利用見込みを算出し、市町村により加算額を認定することが想定されており、年度を通じた利用見込みに応じた、同一の加算額が適用されます。また、実績が見込みを上回った(下回った)場合であっても、加算額の増額(減額)は行われません。 |
| ●夜間保育加算 | <input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 | 夜間保育を専門的に行う施設(事業)として認可(認定)を受けた施設に加算されます。 |
| ●減価償却費加算 | <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 地域選択 A地域 標準・都市 都市部 | 施設整備費補助金を受えずに整備した施設(事業所)が対象。 適用する場合は、所在する地域等の区分を選択してください。 ※減価償却費加算の都道府県区分の詳細はこちら 都市部とは、4月1日現在の人口密度が1,000人/km ² 以上の市町村 人口密度(人) = 人口(人) ÷ 面積(km ²) 例) 千代田区: 平成25年4月1日現在 4,531(人) = 52,748(人) ÷ 11.64(km ²) → 都市部 |
| ●賃借料加算 | <input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 | 建物(土地は対象外)を賃貸方式で実施している施設(事業所)が対象。 ※賃借料加算の都道府県区分の詳細はこちら |

☆減価償却費加算あるいは賃借料加算の算定対象に該当する場合には、地域及び都市部・標準を選択してください。

○調整部分を入力します。調整が適用される場合には、有のラジオボタンを選択してください。

調整部分

| | | |
|-----------------|---|---|
| ●常態的に土曜日に閉所する場合 | <input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 | 保育が必要な子どもについて、土曜日の利用希望がない場合で、土曜日に閉所することが常態的な施設(事業所)に適用されます。 |
| ●定員を恒常的に超過する場合 | <input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 | 連続する過去2年度間常に定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合に費用を定率で調整。 |

☆常態的に土曜日に閉所する場合について、国のFAQ（よくある質問）では、適用される要件の詳細は追って整理のうえ示すとされています。

☆定員を常態的に超過する場合について、国のFAQでは、恒常的に利用定員を超えて受入れをしている場合（連続する過去2年度間常に定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の場合）には利用定員を見直すことが必要とし、見直しが行われない場合には公定価格上定率で減額調整するとしています（なお、この減額調整を適用する定員超過状態の起算点については、現在検討中）。

○加算部分2を入力します。

加算部分2

| | | |
|------------|---|---|
| ●主任保育士専任加算 | <input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 | 基本分単価に含まれる配置基準や3歳児配置改善加算等の職員配置による必要保育士数に加えて代替要員を1人加配する場合で、以下の事業等を複数実施する場合に加算が適用されます。 ・延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所している施設、障害児が入所している施設 |
| ●療育支援加算 | <input type="text" value="▼"/> | 障害児を受け入れている施設(主任保育士専任加算が適用されている施設)で、主幹教諭等を補助する者(資格の有無は問わない)を配置して地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に加算が適用されます。 A 特別児童扶養手当の支給対象児童を受け入れている施設 B A以外の障害児(*)を受け入れている施設 (*)市町村が認める障害児(身体障害者手帳等の交付の有無は問わない) |
| ●事務職員雇上費加算 | <input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 | 以下の事業等のいずれかを実施する場合に加算が適用されます。 なお、所長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、別途事務職員を配置する必要はありません。 ・延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所している施設、障害児が入所している施設 |
| ●冷暖房費加算 | <input type="text" value="▼"/> | 1級地から4級地:「国家公務員の寒冷地手当に関する法律1条第1号及び第2号」に掲げる地域 その他地域:上記に記載のない地域 ※級地区分の詳細はこちら |
| ●除雪費加算 | <input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 | 「豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項」の規定に基づく地域に所在する施設(事業所)に対して加算が適用されます。 ※対応地域の詳細はこちら |
| ●降灰除去費加算 | <input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 | 「活動火山対策特別措置法」の規定に基づく降灰防除地域に所在する施設(事業所)に対して加算が適用されます。 ※対応地域の詳細はこちら |

☆冷暖房費加算、除雪費加算、降灰除去加算について、該当する地域区分・対応地域が不明の場合は、詳細のリンク(青字)をクリックしてご確認ください。

| | | |
|--------------|---|---|
| ●入所児童処遇特別加算 | 年間総雇用時間 <input type="text" value="▼"/> | 高齢者等(*)を非常勤職員として雇用(年間総雇用時間が400時間以上)、児童の処遇の向上を図る場合であって、以下の事業等のうちいずれかを実施する場合に加算が適用されます。 ・延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所している施設、障害児が入所している施設(対象事業の詳細は今後検討) (*)高齢者(満60歳以上65歳未満の者)、身体障害者、知的障害者、精神障害者、母子家庭等の母及び寡婦 |
| ●施設機能強化推進費加算 | <input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 | 職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等、施設(事業所)の、総合的な防災対策の充実強化等を行う施設で、以下の事業等のうち複数を実施する場合に加算が適用されます。なお、加算額は実際に防災対策等に要した費用を基に加算されます。(1施設(事業所)当たり15万円が上限) ・延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、乳児が3人以上入所している施設、障害児が入所している施設 |
| ●小学校接続加算 | <input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 | 小学校との接続を見通した教育課程その他の教育・保育内容を策定・実施し、実施結果を踏まえた、改善のための検討や研修等が行われている場合に加算を適用。 ※具体的要件は今後示される予定です。 |
| ●栄養管理加算 | <input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 | 栄養士を活用して給食を実施する場合に加算の対象。 なお、雇用形態は問わず、嘱託する場合も加算の対象。(調理員として栄養士を雇用している場合も含む。) |
| ●第三者評価受審加算 | <input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 | 「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン等」に沿って第三者評価を受審し、その結果をHP等で公表している場合に加算。 |

→

○すべて入力したら、をクリックしてください。

○算定額が表示されます。画面右上の、「試算結果の【全体】を印刷する」をクリックすると、試算結果がすべて印刷され、「試算結果の【概要】を表示する」をクリックすると、試算の概要が表示されます。

全国保育協議会

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会
〒100-8986 東京都千代田区豊が丘3-3-2 新館が岡ビル
TEL 03-3561-6503 FAX 03-3561-6509

HOME(全保協トップページに戻る) >> 公定価格試算表示システム >> 試算情報の選択と入力(1) >> 試算情報の選択と入力(2) >> 算定額

算定額

下記が入
公定価格

「試算結果の【全体】を印刷する」をクリックすると、試算結果がすべて印刷されます。

試算結果の【全体】を印刷する
試算結果の【概要】を表示する

公定価格

4月～2月の月額 **8,805,280** ×11ヶ月 + 3月の月額 **9,320,080** = 年間見込額 **106,178,100**

●年齢別単価算出額(基本分単価+加算部分1・2+調整部分)

| 年齢区分 | 保育標準時間認定 | | 各月初日 | 各月初日 |
|------|----------|---------|---------|---------|
| | 各月初日 | 3月初日 | | |
| 5歳児 | 60,010 | 65,730 | 5 | 5 |
| 4歳児 | 60,010 | 65,730 | 6 | 6 |
| 3歳児 | 76,350 | 82,070 | 7 | 7 |
| 2歳児 | 128,800 | 134,520 | 122,000 | 120,100 |
| 1歳児 | 128,800 | 134,520 | 122,680 | 128,400 |
| 乳児 | 210,720 | 216,440 | 204,600 | 210,320 |

「試算結果の【概要】を表示する」をクリックすると、試算の概要(選択した各区分や加算項目の一覧含む)が表示されます。

○試算結果の全体では、各項目についての算定式及び算定額を見ることができます。

●加算部分1-3 所長設置加算

有・無 有

| 年齢区分 | 算定額 | 単価 | 処遇改善等加算 (基本額×加算率) |
|-------|-------|-------|----------------------|
| 全区分共通 | 6,390 | 5,640 | + 50 × 15 |

●加算部分1-4 3歳児配置改善加算

有・無 有

| 年齢区分 | 算定額 | 単価 | 処遇改善等加算 (基本額×加算率) |
|------|-------|-------|----------------------|
| 3歳児 | 8,170 | 7,120 | + 70 × 15 |

●加算部分1-5 休日保育加算

有・無 有

休日保育の年間
延べ利用子ども数 ~209人

| 年齢区分 | 算定額 | 単価 | 処遇改善等加算 (基本額×加算率) | 毎月初日の 利用子ども数 |
|------|-------|---------|----------------------|-----------------|
| 5歳児 | 3,110 | 244,000 | + 2,440 × 15 | + 90 |

※「定員を恒常的に超過する場合」で「有」を選択した場合は、上記数字に地域区分・定員区分に応じて数値が乗算されます。

○試算の概要では、月額・年間見込額、年齢別単価算出額、各項目の算出額が表示されます。事業間での比較等する際にご参照ください。

全国保育協議会

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

算定額

公定価格試算結果(保育所(保育認定)(分園))

| | | | | |
|------------------|-------|------------------|---|----------------------|
| 4月～2月の月額 | | 3月の月額 | | 年間見込額 |
| 8,805,280 | ×11ヶ月 | 9,320,080 | = | 106,178,160 円 |

●年齢別単価算出額(基本分単価+加算部分1*2+調整部分)

| 年齢区分 | 保育標準時間認定 | | 保育短時間認定 | |
|------|----------|---------|---------|---------|
| | 各月初日 | 3月初日 | 各月初日 | 3月初日 |
| 5歳児 | 60,010 | 65,730 | 53,890 | 59,610 |
| 4歳児 | 60,010 | 65,730 | 53,890 | 59,610 |
| 3歳児 | 76,350 | 82,070 | 70,230 | 75,950 |
| 2歳児 | 128,800 | 134,520 | 122,680 | 128,400 |
| 1歳児 | 128,800 | 134,520 | 122,680 | 128,400 |
| 乳児 | 210,720 | 216,440 | 204,600 | 210,320 |

公定価格試算結果の概要

- 地域区分 18/100地域
- 定員区分 【本園の利用定員】
81人から90人まで
【本園と分園をあわせた全体の利用定員】
81人から90人まで
- 加算率 15%
- 利用こども数

| No. | 項目 | 算出額 |
|-----|----------------|------|
| 1 | 常態的に土曜日に閉所する場合 | 詳細参照 |
| 2 | 定員を恒常的に超過する場合 | - |

加算部分2

| No. | 項目 | 算出額 |
|-----|-------------|-------|
| 1 | 主任保育士専任加算 | 3,170 |
| 2 | 療育支援加算 | 420 |
| 3 | 事務職員雇上費加算 | 580 |
| 4 | 冷暖房費加算 | 110 |
| 5 | 除雪費加算 | 0 |
| 6 | 降灰除去費加算 | 0 |
| 7 | 入所児童処遇特別加算 | 0 |
| 8 | 施設機能強化推進費加算 | 1,660 |
| 9 | 小学校接続加算 | 1,070 |
| 10 | 栄養管理加算 | 1,330 |
| 11 | 第三者評価受審加算 | 1,660 |

| 年齢区分 | 保育標準時間認定 | | 保育短時間認定 | |
|------|----------|------|---------|------|
| | 各月初日 | 3月初日 | 各月初日 | 3月初日 |
| 5歳児 | 12 | 12 | 5 | 5 |
| 4歳児 | 12 | 12 | 5 | 5 |
| 3歳児 | 13 | 13 | 5 | 5 |
| 2歳児 | 11 | 11 | 5 | 5 |
| 1歳児 | 10 | 10 | 4 | 4 |
| 乳児 | 6 | 6 | 2 | 2 |

加算部分1

| No. | 項目 | 算出額 |
|-----|------------|-------|
| 1 | 基本分単価 | 詳細参照 |
| 2 | 処遇改善等加算 | 詳細参照 |
| 3 | 所長設置加算 | 6,390 |
| 4 | 3歳児配置改善加算 | 8,170 |
| 5 | 休日保育加算 | 3,110 |
| 6 | 夜間保育加算(2号) | 0 |
| | 夜間保育加算(3号) | 0 |
| 7 | 減価償却費加算 | 0 |
| 8 | 賃借料加算 | 0 |

【お問い合わせ先】

全国保育協議会 事務局 (全国社会福祉協議会 児童福祉部 内)

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509 E-MAIL. zenhokyo@shakyo.or.jp

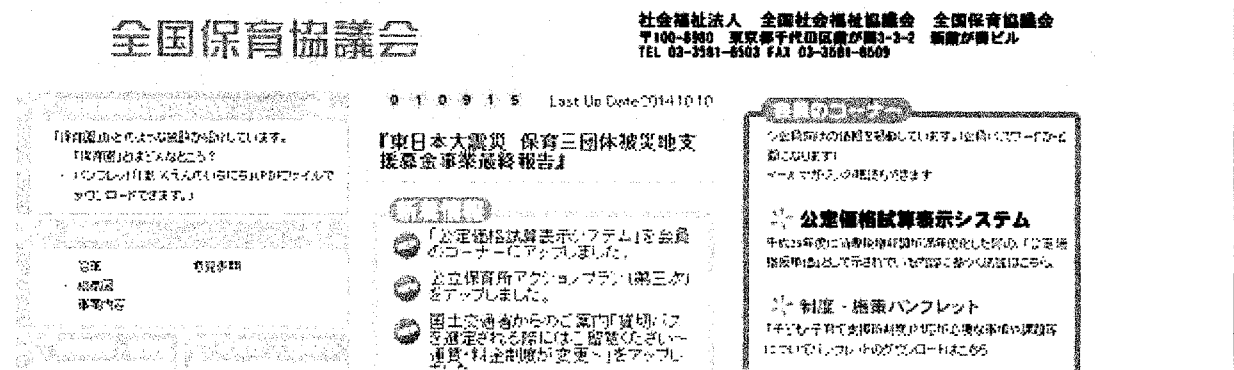
公定価格試算システムのご利用は、全保協ホームページ・会員のコーナーからご利用いただけます。

<http://www.zenhokyo.gr.jp/>

【公定価格試算システム ご利用の流れ】

①全保協ホームページで会員ログインをして、会員のコーナーから公定価格試算表示システムをクリック

<http://www.zenhokyo.gr.jp/>



* 会員ログインには、「ユーザID」と「パスワード」が必要です。ご不明な方は、下記を記入のうえ全保協事務局まで FAX・E-MAIL でお問い合わせください。

例) 件名: 全保協 ユーザID・パスワード問合せ

会員施設名

会員施設 TEL

会員施設 FAX

ご担当者名

[全保協事務局]

FAX:03-3581-6509 zenhokyo@shakyo.or.jp

**ユーザ ID・パスワードを
入力してください**

会員ログイン画面

ユーザID

会員パスワード

送信ボタン 中止ボタン

②会員のコーナー 「公定価格試算表示システム」をクリック

「公定価格試算表示システム」をクリック。
会員ログインがお済みでない場合、
「会員ログイン画面」に遷移します。

- 会員のコーナー**
- 公定価格試算表示システム** ▶ 平成29年度に消費税増収額が満年度化した際の、「公定価格仮単価」として示されている内容に基づく試算はこちら。
 - 制度・施策パンフレット** ▶ 「子ども・子育て支援新制度」対応が必要な課題等についてのダウンロードはこちらから。
 - 全保協ニュース** ▶ 全保協が提供している最新情報(ニュース)を閲覧できます。
 - 会報せんぼきょう** ▶ 内容がPDFファイル等で閲覧できます。
 - メール配信サービス** ▶ 最新の情報を配信します。

◆第 40 期福祉施設長専門講座受講生募集のご案内◆

本講座は、社会福祉施設長を対象に、種別横断的に施設経営に求められる専門知識や管理能力などをテキストや面接授業（スクーリング）を通して学習し、実践能力を高めることを目的としています。

①社会福祉施設の経営管理、②社会福祉施設のサービス管理、③地域における社会福祉施設の役割と公益的取組の3分野を中心にレポート学習に取り組んでいきます。

本講座の修了者には、全社協会長から「福祉施設士」の称号を授与され、「日本福祉施設士会」への加入資格が得られます。

社会福祉法人・施設を取り巻く環境が大きく変化する中で、社会福祉施設長がその高い専門性を発揮し、地域の生活課題・福祉課題に取り組んでいくことが期待されています。皆様のご受講をお待ちしております。

受講期間：平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

定 員：200 名

受 講 料：205,700 円（税込）

受講対象：社会福祉施設長（管理者）または理事長・理事等であって、社会福祉事業経験が1年以上あり、それに加えて次のいずれかに該当する方

①中央福祉学院が実施する「社会福祉施設長資格認定講習課程」を修了した方

②社会福祉主事（3科目主事を除く）、保育士、社会福祉士、介護福祉士、医師、理学療法士、作業療法士、看護師、精神保健福祉士、介護支援専門員資格のいずれかを有する方

③上記①②以外であって、2年以上施設長の職にある方

申込方法：下記の中央福祉学院ホームページより申込用紙をダウンロードのうえ、必要書類を郵送してください。

申込締切：平成 27 年 3 月 2 日（月）

【受講案内・申込書のダウンロードはこちら】

全国社会福祉協議会 中央福祉学院

福祉施設長専門講座

<http://www.gakuin.gr.jp/training/course303.html>

なお、会報『ぜんほきょう』1月号（平成 27 年 1 月 20 日頃、会員事業所へ配布予定）に、受講案内を同封いたします。

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・平成27年度税制改正大綱が取りまとめられる
 - 1. 社会福祉法人への法人税課税化は引き続き検討に 1
 - 2. 社会福祉法人等への税額控除の要件が緩和 2
- ・社会福祉推進議員連盟 第2回会合が開催される～田村憲久前厚生労働大臣から
「社会福祉法人への法人税課税は、現状すぐにかかるものではない」と言及～ 2

◆平成27年度税制改正大綱が取りまとめられる◆

1. 社会福祉法人への法人税課税化は引き続き検討に

自民党と公明党は、12月30日に平成27年度税制改正大綱を取りまとめました。

懸案であった、社会福祉法人への法人税課税化については今般は結論に至らず、平成28年度税制改正に向けて、引き続き検討が行われることとなります。

大綱では、「企業が収益力を高め、賃上げにより積極的に取り組んでいくよう促していく必要がある。こうした観点から、平成27年度から法人税改革に着手し、一部の黒字企業に税負担が偏っている状況を是正して、広く負担を分かち合う構造へと改革する」、「また、わが国の経済社会の変化や国際的取組みの進展状況等を踏まえつつ、担税力に応じた新たな課税について検討を進めていく」とあります。

改革の枠組みとして、「平成27年度を初年度とし、以後数年で、法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指す。その際、2020年度の基礎的財政収支黒字化目標との整合性を確保するため、制度改正を通じた課税ベースの拡大等により、恒久財源をしっかりと確保する」とされました。

公益法人等については、「非収益事業について民間競合が生じていないか、収益事

業への課税において軽減税率とみなし寄附金制度がともに適用されることが過剰な支援となっていないかといった点について実態を丁寧に検証しつつ、その課税のあり方について引き続き検討を行う」とされました。

公益法人等への課税のあり方については、自民党税制調査会等において引き続き検討されることとなります。

2. 社会福祉法人等への税額控除の要件が緩和

また、同大綱に、少子化の進展に伴い、園児等の数が減少していくなかで、幼稚園・保育所等の教育・子育ての環境の充実を図る観点から、社会福祉法人等への個人寄附に係る税額控除の要件を緩和することが盛り込まれました。

(詳細は、別添付録をご参照ください)

【社会福祉法人等への個人寄附に係る税額控除制度の改正概要】

[現行の要件]

○3,000円以上の寄附者が年100人以上いること。

↓

[改正後の要件]

○社会福祉法人の学校等に係る定員の合計数を5,000で除した数に100を乗じた数(最低10人)以上

○寄附金の額の年平均の金額が30万円以上

◆社会福祉推進議員連盟 第2回会合が開催される◆

～田村憲久 前 厚生労働大臣から「社会福祉法人への法人税課税は、現状すぐにかかるものではない」と言及～

12月26日(金)、社会福祉推進議連(会長:衛藤 晟一 参議院議員)の第2回会合が開催されました。 ※第1回会合の様子は、本紙No.14-13 2014.11.21にて既報



当日は、衆・参 国会議員40名を超える参加と、福祉関係16団体の出席のなか、社会福祉法人制度改革や社会福祉法人への法人税課税回避、平成27年度予算ならびに子ども・子育て支援新制度の着実な推進などに関する要望活動と質疑が行われました。

あいさつされる衛藤晟一参議院議員

冒頭、あいさつに立たれた衛藤氏は、「選挙期間中にも予算編成事務が進められてきた。申しあげるべきは申しあげて流れを変えていかなければならない。介護や障害

の報酬引き下げが言われているが、なんとか押し戻したい。」と話されました。

また、丹羽雄哉顧問、尾辻秀久顧問、田村憲久顧問からは、「難問山積であるが、社会福祉法人の役割を社会に訴えていくとともに、皆さんが活躍いただくことを願っている」とのメッセージがありました。

全国保育協議会からは万田会長と森田昌伸副会長が出席し、保育三団体（全国保育協議会、日本保育協会、全国私立保育園連盟）を代表して万田会長より、下記5点を要望しました（詳細は、6ページ「平成27年度子ども・子育て支援新制度予算及び税制要望について」参照）。

※ 日本保育協会からは大谷泰夫理事長、全国私立保育園連盟からは川下勝利副会長が出席。



要望に立つ万田会長(左端は、森田昌伸副会長)

【要望事項】

- (1) 社会福祉法人への法人税非課税堅持
- (2) 消費税率の引き上げ時期の如何に関わらない新制度の円滑な施行のための優先的な財源確保
- (3) 保育認定の2区分化〔8時間・11時間〕に伴う標準時間認定の公定価格充実
- (4) 認定こども園の1号定員固有の加算項目を見直すことへの反対
- (5) 新制度施行にともなう安心こども基金制度廃止後の国庫補助による新たな施設整備費交付金の創設

また、全国保育士会 上村会長は、(1) 深刻な保育士不足を解消する人材確保策の充実、(2) 保育士等の処遇改善策の一層の充実、(3) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の制度見直しへ反対などを述べました。



人材確保や処遇改善を訴える、上村副会長(全国保育士会 会長)

子ども・子育て支援新制度において、質の充実の項目に位置付けられている社会的養護分野からは、全国乳児福祉協議会 長井晶子 会長より「さまざまな理由で、0～18歳の児童4万人が、児童養護施設や母子生活支援施設、乳児院などで暮らしている。平成27年度から施設の小規模化と家庭的養護を実現できるよう、子ども・子育て支援新制度には社会的養護分野が含まれていることを忘れないでほしい。」との声がありました（全国児童養護施設協議会 武藤素明 副会長、全国母子生活支援施設協議会 大塩 孝江 会長も出席）。

国会議員からの質疑の中で、田村憲久 前 厚生労働大臣からは、「社会福祉法人への課税などがないと考えている。ただし、内部留保を持ちながら、新たに福祉に投資していない法人があるのも事実。襟を正していただけるならば、社会福祉法人の役割をきちんと世に訴えていきたい。また、保育の予算確保に取り組みたい。」と述べられたうえで、「社会福祉法人に現状すぐに税がかかる状況ではないが、この先はわからない。」とも発言されました。

豊田真由子衆議院議員（埼玉）からは「社会福祉法人の内部留保に関する誤った解釈のもとで政府が判断をするようなことがあってはならない。一方で、社会福祉法人側からは、説得力ある反論も必要であるとともに、ガバナンスの強化や透明性の確保には真摯に取り組んでいただきたい。ビジネスではなく、愛をもって事業をされてきた社会福祉法人の大きな正念場である。」と発言がありました。

白須賀貴樹衆議院議員（千葉）は、「法人の解散時に国庫に帰属する内部留保の捉え方が問題。国民のセーフティネットを網羅しているのは社会福祉法人である。また、介護報酬改定の際に参照される収支差率は、厚生労働省発表の数値が他の主体が公表している集計値との差が大きいのではないか。」と述べられました。

最後に、福岡資麿参議院議員（自民党 社会福祉法人 PT 座長）から、「2月に社会保障審議会福祉部会のとりのまとめが予定されており、そこを見据えながら党の PT で議論を深めてまいりたい」と、今後の予定が示されました。

社会福祉推進議員連盟 役員一覧

(敬称省略・五十音順)

| | |
|--------|---|
| 顧問 | 伊吹文明 丹羽雄哉 野田毅 尾辻秀久 |
| 会長 | 衛藤晟一 |
| 会長代行 | 田村憲久 |
| 幹事長 | 加藤勝信 |
| 幹事長代行 | 福岡資麿 |
| 事務局長 | 丸川珠代 |
| 事務局長代理 | 白須賀貴樹 |
| 幹事 | 井上信治 上野通子 岡田広 鴨下一郎 後藤茂之 柴山昌彦 鈴木俊一 高鳥修一 伊達忠一 谷公一 とかしきなおみ 豊田真由子 西田昌司 西村康稔 橋本岳 藤井基之 古川俊治 松下新平 松本純 |

【当日提出要望書① 全国保育協議会／全国保育士会】

平成 26 年 12 月 26 日

自由民主党 社会福祉推進議員連盟
会長 衛藤 晟一様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育協議会 会長 万田 康
全国保育士会 会長 上村 初美

要 望 書

1. 子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のための財源確保について

平成 27 年 4 月からの新制度施行に際し、「量的拡充」及び「質の改善」として必要な 0.7 兆円は、消費税率の引き上げ時期に関わらず、優先的に財源を確保してください。

また、少子化対策の推進や社会保障水準の後退などが生じないように、消費税以外を財源とする 0.3 兆円を含んだ 1 兆円超の財源確保についても、特段の配慮を要望します。

2. 社会福祉法人への法人税非課税堅持について

イコールフットイングや、いわゆる内部留保に対する対応として、社会福祉法人への法人税課税が検討されています。地域福祉の充実のために社会福祉法人の有する資源・人材・機能を有効に活用することが、地域の実情や要請に合った保育・子育て支援の展開につながるとともに、少子高齢化社会を克服するために有効と考えます。

したがって、社会福祉法人への法人税課税回避を強く要望します。

3. 社会福祉法人制度改革について

社会福祉法人に求められている更なる情報公開、ガバナンスの強化、地域公益活動については、国民の負託にこたえるべく、積極的に取り組んでまいります。

一方、保育所経営法人は 1 法人 1 施設が多く、事業規模も小額です。また、私立認可保育所 12,300 箇所のうち、88%は社会福祉法人による経営です。

制度改定の影響度合が大きいことから、保育所経営法人の特性に配慮をもった慎重な検討をお願いいたします。

4. 子ども・子育て支援新制度を支える人材確保策、処遇改善策について

人材確保は、新制度を支える最重点要素です。

専門性を持ち、質の高い人材を安定的・継続的に確保することが新制度下における円滑な事業運営に不可欠であり、保育の質の向上にも直結します。

民間の他の職種と比較して低い水準にある保育士の給与を改善するための処遇改善費のいっそうの拡充を要望します。

また、保育士の配置基準の改定による保育士の労働条件改善・保育環境の改善を併せて実現してください。

なお、社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、現下の保育士不足もあり、人材確保策と逆行する制度改定は適切ではありません。現行制度の堅持を要望いたします。

【当日提出要望書② 保育三団体協議会】

平成 26 年 12 月 26 日

自由民主党 社会福祉推進議員連盟
会長 衛藤 晟一 殿

社会福祉法人 日本保育協会
理事長 大谷 泰夫
公益社団法人 全国私立保育園連盟
会長 近藤 道
社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会
会長 万田 康

平成 27 年度子ども・子育て支援新制度予算及び 税制要望について

我が国においては、今後訪れる未曾有の少子高齢化社会への対応が国家的課題です。このことを踏まえ「待機児童解消加速化プラン」の推進及び平成 27 年 4 月からの「子ども・子育て支援新制度」の施行に全力を傾ける必要があります。

少子化対策として今やらなければならないことは、大都市部、地方を問わず全国のすべての地域において安心して子どもを産み、子育てしやすい環境を整備し、子どもが健やかに育つ社会を一刻も早く実現させることであります。

つきましては、新制度の円滑な施行に向け、平成 27 年度予算及び税制について次のとおり要望しますので、ご高配をお願いします。

1 社会福祉法人への法人税非課税堅持について

イコールフットィングやいわゆる内部留保への対応として、社会福祉法人に対する資源を有効に活用することが今後の超少子高齢化社会を克服するために有効であり、法人税課税回避を強く要望いたします。

2 新制度の円滑な施行のための財源確保について

消費税率の引き上げ時期の延期により、これまで見込んできた財源に不足が生じ、少子化対策の推進や社会保障水準の後退などの支障が生ずることが無いようにするとともに、子ども・子育て支援新制度の平成27年4月からの円滑な施行に向けて、「量的拡充」及び「質の改善」として必要な0.7兆円については、消費税率の引き上げ時期の如何に関わらず優先的に財源を確保して下さい。

さらに、消費税以外の0.3兆円超の財源についても引き続き財源確保に最大限努力して下さい。

3 保育士等の人材確保対策について

現在、全国各地で保育士の人材不足が顕著となっております。子ども・子育て支援新制度の施行とともに、待機児童解消加速化プランによる保育の供給体制の確保が喫緊の重要課題であります。

専門性を持ち質の高い人材を安定的・継続的に確保することが新制度下における円滑な事業運営に不可欠であり、保育士の配置基準の改定による保育士の労働条件の改善と併せて、民間の他の職種と比較して低い水準にある保育士の給与を改善するための処遇改善費の拡充を要望します。

4 保育認定の2区分化に伴う標準時間認定に係る公定価格について

新制度においては、原則的な保育時間を『保育短時間（8時間）』とし、親の勤務の始業時間・終業時間の違いや休憩時間・通勤時間を加味した保育時間を『保育標準時間（11時間）』とする2区分による認定の仕組みに改められました。

そして、公定価格として示された仮単価においては、保育短時間の仮単価を現行の保育所運営費を基準とした単価とし、保育標準時間の仮単価は、原則的な保育時間の仮単価に加え、保育時間の差の3時間分の積算を児童の年齢区分や人数に関わらず1施設当たり定額が算定されています。

しかし、当該3時間分の経費は、全て保育士の配置に要する経費であり、保育士の配置については、保育所に係る児童福祉施設の設備及び運営基準において、対象児童の年齢区分と人数に応じた保育士の配置が義務付けられておりますので、同基準に基づく保育士配置数を踏まえた単価への改善を要望します。

(注) 現行の延長保育促進事業費の国庫補助においても、延長保育時間帯の保育について対象児童の年齢及び人数に応じて保育士を配置することとされている。

5 認定こども園に係る対応について

10月24日に開催された子ども・子育て会議において、少人数の1号定員を設定する認定こども園について、「1号定員固有の加算項目に係る加算要件のあり方」及び「定員規模に応じた各種加算・加配要件等のあり方」の見直しの検討が表明されました。新制度における認定こども園は、幼稚園及び保育所の双方の施設基準のうち、高い基準を採用することを基本しており、地方公共団体及び事業関係者にお

いては来年4月からの施行に向けて準備が進められているところであります。

このような中で、仮単価が後退するような見直しは、認定こども園が目指す方向に反するとともに、施行に向けて準備を進めている関係者に大きな混乱を来すこととなるので行うべきではないと考えます。

6 保育所整備費交付金の創設について

待機児童解消のための保育所等の新設・拡張や安心・安全な保育のための耐震化や老朽化した施設の整備が不可欠です。新制度に係る法案に対する参議院・特別委員会の附帯決議等を踏まえ、現行の安心こども基金の施設整備費補助の水準を維持した国庫補助による新たな施設整備費交付金の創設を要望します。

社会福祉法人等への個人寄附に係る税額控除制度の拡充について

趣旨

○ 少子化の進展に伴い、園児等の数が減少していく中で、幼稚園・保育所等の教育・子育ての環境の充実を図る観点から、社会福祉法人等への個人寄附に係る税額控除の要件を緩和することが、平成27年度税制改正大綱（平成26年12月30日自由民主党・公明党）に盛り込まれた。

【平成27年度税制改正大綱 P26、27】

(2) 学校法人若しくは準学校法人又は学校等を設置する社会福祉法人（以下「学校法人等」という。）に寄附をした場合の所得税額の特別控除の適用対象となる学校法人等の年平均の判定基準寄附者数により判定する要件（いわゆるパブリック・サポート・テストの絶対値要件）について、学校法人等の設置する学校等の定員の合計数が5,000人に満たない場合には、年平均の判定基準寄附者数が100人以上であることとする要件（現行要件）を、その定員の合計数を5,000で除した数に100を乗じた数（最低10人）以上であることとするものと、その判定基準寄附者に係る寄附金の額の年平均の金額が30万円以上であることとする要件を加える。

(注1) 上記の「学校等」とは、学校、認定こども園、専修学校、各種学校、保育所、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設並びに小規模保育事業、放課後児童健全育成事業、児童自立生活援助事業、小規模住居型児童養育事業及び障害児通所支援事業（児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスに限る。）の事業を行う施設をいう。

(注2) 上記の「定員」とは、収容定員、利用定員、入所定員、入居定員及び委託児童の定員をいう。

(注3) 上記の改正は、平成27年分以後の所得税について適用する。

改正概要

○ 税額控除対象法人となるためには、次の(1)及び(2)の要件を満たす必要があるが、(1)②の要件が緩和される。

【現行の要件】

(1) 「市民との関わり合い」の基準として次の①②のいずれかの要件を満たす必要がある。

① 寄附金が収入の5分の1以上であること

② 3,000円以上の寄附者が年100人以上いること。

(2) 「運営の透明性」の基準としての情報公開要件

- ・ 役員名簿等の書類を据え置き、閲覧の請求に対応すること
- ・ 寄附者名簿を作成し保存すること

【改正後の要件】 (1)①及び(2)の要件は現行と同じ。



・ 社会福祉法人の学校等に係る定員の合計数を5,000で除した数に100を乗じた数（最低10人）以上（※）
・ 寄附金の額の年平均の金額が30万円以上

(※) 例えば、A保育所(200人)、B保育所(200人)、児童養護施設(100人)を運営している法人は、10人 $(\frac{500}{500} \times 100)$ 以上の寄附が必要。

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・子ども・子育て支援に0.51兆円（5,189億円）を確保
～平成27年度予算案が閣議決定される～ …………… 1
- ・「保育士確保プラン」公表される …………… 5
- ・平成26年度「保育所リーダー トップセミナー」参加申込 受付中 …………… 6

◆子ども・子育て支援に0.51兆円（5,189億円）を確保 ～平成27年度予算案が閣議決定される～◆

平成27年1月14日、政府は平成27年度予算案を閣議決定しました。

消費税率引上げによる増収分は全て社会保障の充実・安定化に向けられ、平成27年度の増収額8兆円程度のうち、1.35兆円程度が「社会保障の充実（子ども・子育て支援の充実、医療・介護の充実、年金制度の改善）」に充てられます。そのうち、子ども・子育て支援の充実に0.51兆円（5,189億円）が確保されました。

〇〇.7兆円の範囲で実施する「質の改善」の項目は全て実施

これまで子ども・子育て会議では、新制度に向けた「量的拡充」と「質の改善」について、平成29年度に消費税増収額が満年度化した際の事項が示されてきましたが、今般の0.51兆円（5,189億円）の確保により、0.7兆円の範囲で実施する「質の改善」の項目は、全て実施されることとなりました。

これは、市町村計画集計による量の見込み*1が、平成27年度は8.2万人分であり、すべての「質の改善」項目を実施しても、その算定根拠となる利用者数及び従事者数が平成29年度時点に比べて少なくなることから、0.51兆円（5,189億円）で充足するものです。

*1子ども・子育て会議（第20回）、子ども・子育て会議基準検討部会（第24回）合同会議（平成26年11月28日）：資料1市町村子ども・子育て支援事業計画の策定作業の進捗状況について 参照
http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo_kosodate/k_20/index.html

- 認定こども園の各種加算事項は、平成26年5月24日に示された当初内容を踏襲し、
- ・全保協が要望してきた少数の1号定員を設定する場合の同一の加算要件が実現
 - ・施設長人件費、チーム保育加配加算は、現行の幼保連携型認定こども園、大規模園の実態を踏まえて見直し

平成26年5月24日の公定価格の仮単価提示を受けて、少数の1号定員を設定する場合の加算要件等「早急に検討すべき課題」が位置づけられ、予算編成過程で検討するとされてきました。

この検討に対し全国保育協議会は、本紙No.14-16（平成26年12月17日）、No.14-17（平成27年1月8日）でも既報のとおり、平成27年度予算編成を目前に、保育三団体協議会（全国保育協議会、日本保育協会、全国私立保育園連盟）として、子ども・子育て会議への提出をはじめ、関係各所への要望活動を行ってきました*2。今般示された対応方針では、要望してきた内容が反映され、少数の1号定員を設定する場合でも同一の加算要件が実現しました。

*2 平成27年度子ども・子育て支援新制度予算及び税制要望について【抜粋】

（平成26年12月26日、社会福祉推進議連に提出）

～中略～

5 認定こども園に係る対応について

10月24日に開催された子ども・子育て会議において、少人数の1号定員を設定する認定こども園について、「1号定員固有の加算項目に係る加算要件のあり方」及び「定員規模に応じた各種加算・加配要件等のあり方」の見直しの検討が表明されました。新制度における認定こども園は、幼稚園及び保育所の双方の施設基準のうち、高い基準を採用することを基本としており、地方公共団体及び事業関係者においては来年4月からの施行に向けて準備が進められているところであります。

このような中で、仮単価が後退するような見直しは、認定こども園が目指す方向に反するとともに、施行に向けて準備を進めている関係者に大きな混乱を来すこととなるので行うべきではないと考えます。

それぞれの検討課題について、示された対応方針の詳細は次のとおりです。

①現行の幼保連携型認定こども園が新制度に基づく幼保連携型認定こども園に移行する場合における施設長の人件費の対応について

⇒現に施設長である者が退職等した時点まで（ただし、5年を限度とする）経過措置を設けることとする。（新制度移行後、単一の施設・一つの認可となっても現行の園長2人分が給付される〔うち1名分が今回の経過措置〕）

②認定こども園が少数の1号定員を設定する場合の対応について

⇒加算要件については、仮単価で示されたとおり。

特に議論となっていた加算項目と、示されている加算要件は以下のとおりです。

| 1号認定 | 1人～9人 | 10人～15人 | 16人～ |
|----------|-------|---------|------|
| 副園長・教頭設置 | ○ | ○ | ○ |
| 学級編制調整加配 | ○ | ○ | ○ |
| チーム保育加配 | ○ | ○ | ○ |

副園長・教頭設置加算：…副園長又は教頭を配置する場合に加算。

※副園長・教頭が学級担任をしているか否かにかかわらず、加算。

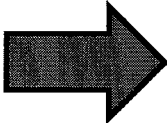
※公定価格における幼稚園教諭等の配置基準を満たした上で別途副園長を配置する場合は、特段免許保有者の条件は課されていない。

学級編成調整加配加算：…1号及び2号の定員の合計が36人以上の場合に保育教諭を1人加配。

チーム保育加配加算：…1号と2号（3歳以上児）の合計の定員規模に応じて、保育教諭を加配。

③大規模園の実態を踏まえた加配加算の見直し

大規模園を中心として、「配置基準+チーム保育加配」でカバーできる教員数と、私学助成対象の実教員数の乖離が大きく、減収となる園が多数生ずるおそれから、⇒平均的規模を上回る園について、現行私学助成との乖離が大きくなならないよう、算定上限を引き上げ

| 仮単価での算定上限数 | |  | 算定上限数（見直し案） | |
|------------|-------|---|-------------|-------|
| 利用定員※ | 算定上限数 | | 利用定員※ | 算定上限数 |
| ～45人 | 1人 | ～45人 | 1人 | |
| 46人～150人 | 2人 | 46人～150人 | 2人 | |
| 151人～270人 | 3人 | 151人～240人 | 3人 | |
| 271人～ | 4人 | 241人～270人 | 3.5人 | |
| | | 271人～300人 | 4人 | |
| | | 301人～450人 | 5人 | |
| | | 451人～ | 6人 | |

※利用定員は3歳以上の合計

④小規模保育B型の保育士以外の職員の人件費単価の改善について

約200万円（うち人件費約180万円）⇒約300万円（うち人件費約250万円）に見直し

※参考：公定価格算定上の職員1人当たりの人件費等（人件費、社会保険料事業主負担金等）

保育士 約450万円（うち人件費約360万円）

⑤事業所内保育事業に対する減価償却費加算の取扱いについて

⇒事業所内保育事業も加算対象とする

○社会的養護の充実に283億円

虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもを、より家庭的な環境で育てることができるよう、児童養護施設等における家庭的な養育環境の推進等を図る、として、283億円が確保されました。

○幼児教育費用の無償化は段階的实施

なお、幼児教育費用の無償化は、段階的实施として、幼稚園就園奨励費のみ、かつ、市町村民税非課税世帯のみ負担軽減対象となりました。

【平成27年度予算案（消費税増収分による充実部分のみ抜粋）】

子ども・子育て支援の充実

（子ども・子育て支援新制度の実施）：4,844億円

○ すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図る。

① 子どものための教育・保育給付

- ・ 施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費）
- ・ 地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）

② 地域子ども・子育て支援事業（市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援）

- ・ 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等

（社会的養護の充実）：283億円

○ 虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもを、より家庭的な環境で育てることができるよう、児童養護施設等における家庭的な養育環境の推進等を図る。

（育児休業中の経済的支援の強化）：62億円

○ 男女ともに育児休業を取得することを更に促進し、職業生活の継続を支援するため、平成26年3月に成立した雇用保険法改正法に基づき、育児休業給付の給付率の引上げ（最初の6月間について、50%→67%）を平成26年度に引き続き実施する。

【平成27年度内閣府予算案の主要施策（子ども・子育て関係）】

（子ども・子育て支援新制度の実施と待機児童解消に向けた取組）【7,175億円】

○ すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図る。

① 子どものための教育・保育給付

- ・ 施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費）
- ・ 地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）

② 地域子ども・子育て支援事業（年金特別会計に計上）

- ・ 市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援
- ・ 利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等

※ 子ども・子育て支援新制度の施行（平成27年4月予定）に伴い、子どものための教育・保育給付、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられる事業に係る経費については、内閣府予算に計上。

(参考) 【平成26年度補正予算案】

(地域少子化対策強化交付金) 【26年度補正予算30億円】

・我が国の危機的な少子化問題に対応するため、結婚・妊娠・出産・育児の一貫した「切れ目ない支援」を行うことを目的に、地域の実情に応じた先駆的な取組を行う地方公共団体を支援。

【平成27年度厚生労働省予算案の主要施策(子ども・子育て関係)】

(待機児童解消等の推進など保育の充実) 【890億円】

- 待機児童の解消を図るため、「待機児童解消加速化プラン」の取組を強力に進め、保育所等の施設整備や小規模保育等の改修による受入児童数の拡大を図る。
また、「保育士確保プラン」に基づき、保育士・保育所支援センターの機能を強化し、離職した保育士に対する定期的な再就職支援等を実施する。

(参考) 【平成26年度補正予算案】

(「待機児童解消加速化プラン」の推進(保育所等の緊急整備)) 【26年度補正予算120億円】

- ・「待機児童解消加速化プラン」に基づき、待機児童解消に意欲のある自治体を強力に支援するため、平成27年度における保育所等の整備を、一部前倒しして行う。

◆「保育士確保プラン」公表される◆

平成27年1月14日、厚生労働省は「保育士確保プラン」を策定しました。

これは、「待機児童解消加速化プラン」の確実な実施のため、子ども・子育て支援新制度において国全体で必要となる保育士数を明らかにした上で、数値目標と期限を明示し、人材育成や再就職支援等を進めるためのものです。

【主なポイント】

○保育士に対する処遇改善の実施

新制度施行後の公定価格において、職員の勤続年数や経験年数に応じ3%を加算

○平成26年度の公務員給与改善に対応した単価のアップ

| | 格付け | 本俸基準額※1 | | 人件費(年額)※2 | |
|-----|---------|----------|-----------------------|-----------|-------------------|
| | | 平成26年度当初 | 平成26年度改定後 | 平成26年度当初 | 平成26年度改定後 |
| 保育士 | (福)1-29 | 195,228円 | 197,268円 (+2,040円) | 約356万円 | 約363万円 (+2.0%) |

※1 本給額とは別途、特別給与改善費を加えている。

※2 賞与や地域手当等を含む人件費の年額、地域手当については全国平均値を用いて算定

○保育士試験の年2回実施の推進（「地域限定保育士」）

<現状>保育士試験は、毎年1回、都道府県が実施

↓

都道府県が行う年間2回目の試験の合格者には、3年程度当該都道府県内のみで保育士として通用する資格を付与する。

※なお、当該3年程度経過後は、「保育士」として地域を限定せずに働くことが可能。

◆平成26年度「保育所リーダー トップセミナー」 参加申込 受付中(2月9～10日、於:東京ビッグサイト)◆

本紙No.14-14でもお知らせしたとおり、平成27年2月9～10日の2日間、『保育所リーダー トップセミナー』を東京ビッグサイトにおいて開催します。本研修は『保育所長の研修体系』（平成21年度／全保協）にもとづき、平成22～24年度の3年間「保育所長集中講座」としてモデル的に研修を実施してきた内容をふまえ、子ども・子育て支援新制度も見据えながら、保育所リーダーに今日的に求められている役割等を学ぶことを目的に『保育所リーダー トップセミナー』と研修名・内容を改編して、開催するものです。

お申込みは、開催要項を全保協ホームページからダウンロードの上、名鉄観光サービス株式会社 新霞が関支店へFAX（03-3595-1119）にてお送りください。その他、セミナーの内容に関するお問い合わせは、全保協事務局（TEL 03-3581-6503）までお願い申し上げます

開催要項はこちらのリンク先から取得できます（全保協ホームページ）

⇒<http://www.zenhokyo.gr.jp/kensyu/leader26/leader26.pdf>

全国保育協議会 平成26年度 保育所リーダー トップセミナー

【本研修会の特色】

- ◎ 保育現場を率いる、リーダーとしてのさらなる研鑽
- ◎ 子ども・子育て支援新制度を理解し、今後求められる役割の理解
- ◎ リーダーとして、次代を担う人材の育成
(職員が継続的に成長・発展できる職場環境醸成の手法を理解)

- ◆日 程 平成27年2月9日（月）～10日（火）
- ◆会 場 東京ビッグサイト「レセプションホール」
〒135-0063 東京都江東区有明3-11-1 TEL. 03-5530-1111
- ◆定 員 400名
- ◆締 切 平成27年1月19日（月）
(定員に達し次第、締切とさせていただきます場合があります)

- ◆参加費 会員 14,000 円、会員でない方 19,000 円
(交通費、宿泊費、昼食代は含みません)
- ◆対象者 所長・園長、または準ずる方
(主任保育士等、現場リーダー層を含む)
- ◆主催 社会福祉法人全国社会福祉協議会・全国保育協議会／全国保育士会
(実施主体：全国保育協議会)

◆プログラム

【第1日目・2月9日(月)】

- 13:00 ~ 14:00 行政説明「子ども・子育て支援新制度等について」(仮題)
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課
平成27年4月の子ども・子育て支援新制度施行を目前に、いま押さえておくべき内容について、その概要を説明いただきます。
- 14:15 ~ 15:15 基調報告「保育をめぐる動向と全国保育協議会の取り組み」
全国保育協議会 会長 万田 康
これまで、全国保育協議会では、子ども・子育て会議等に対して各種意見・要望を行ってきました。
子ども・子育て支援新制度で実現した要望、今後も引き続き全保協として意見表明していく内容等について報告します。また、昨今の社会福祉法人の在り方等に関する議論を踏まえ、保育所を有する社会福祉法人に求められるありようについて考える機会とします。
- 15:30 ~ 17:00 講義Ⅰ「社会福祉法人の在り方について 報告書をふまえ、社会福祉法人(保育所)に求められる役割」
大阪府立大学 教授 関川 芳孝 氏
平成26年5月、「社会福祉法人の認可について」の一部改正について」が発出され、社会福祉法人の「経営情報」の公開が義務化されました。また、社会保障審議会福祉部会において議論が進み、「地域における公益的な活動」の一層の推進への要請等、社会福祉法人を取り巻く情勢が大きく変化するなか、求められる対応について理解をすすめます。

【第2日目・2月10日(火)】

- 9:00 ~ 10:30 講義Ⅱ「幼保連携型認定こども園 教育・保育要領について」
淑徳大学 教授 柏女 霊峰 氏
子ども・子育て支援新制度下の幼保連携型認定こども園では、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づいて教育・保育が提供されることとなります。教育・保育要領の意図する、学校教育としての幼児教育を理解するとともに、保育における教育との「ギャップ」について考えます。

- 10：45 ～ 12：15 講義Ⅲ「組織リーダーに求められる人材育成・マネジメント」
株式会社ジェイフィール 代表取締役 高橋 克徳 氏
保育所に求められる機能が高度化・多様化するなか、現場を担う職員の継続的な成長・発展による質の高い保育の実現が、保育現場を担うリーダーに求められています。職員が定着し、また相互に支え合い成長を促す職場環境を醸成するための手法を、実際の事例等から考えます。
- 13：15 ～ 14：45 講義Ⅳ「これからの地域子ども・子育て支援」
東京都市大学 教授 小川 清美 氏
子ども・子育て支援新制度では、13の「地域子ども・子育て支援事業」が位置づけられ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って各地域で実施されます。また、幼保連携型認定こども園には子育て支援の取り組みが義務づけられました。従来から実施されるものに加え、新規に利用者支援事業が位置づけられる等、新制度で期待されている地域子ども・子育て支援の役割について理解します。